



商工会だより

第57号
令和5年6月
発行 上毛町商工会
☎72-3195

通常総会

5月26日、上毛町商工会第62回通常総会をげんきの杜大ホールにて開催し、全ての議案について原案通り承認可決されました。

また、会員事業所の福利厚生事業として実施していただきます優良従業員表彰では、福岡県商工会連合会

会長表彰 1名

1名

に表彰状と記念品を贈呈いたしました。受賞された皆様おめでとうございます。

会員の皆様で、長年勤務している従業員がいらっしゃいましたら是非この制度をご活用ください。

総会では、坪根町長をはじめ多数の来賓をお招きし、ご祝辞をいただきました。

会長挨拶



坪根町長から、今後の上毛町の計画や将来の展望などを力強く語っていただき、また、上毛町の将来を担っていく若手経営者の情熱と行動について期待の言葉をいただきました。

会員皆様のご協力をいただき、第62回通常総会が滞りなく終了できましたこと厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の位置付けが5月より5類となりました。これによ

り、マスク着用ルールの緩和、イベント開催に伴う人手の回復、インバウンドの需要の持ち直しなど明るい話題が増え景気回復への期待が高まっています。

新型コロナウイルス感染症が報告され3年の月日が経ちました。この間、会員事業所の皆様におかれましては先行きが見えない中、不安な日々を過ごしたのではないかと存じます。商工会ではコロナ禍における給付金の申請や資金繰り対策、各種補助金を中心に支援にあたってまいりましたが、今後は、会員皆様の販路拡大に向けた取り組みや課題解決に向けた支援に力を入れ、関係諸機関と連携しながら小規模事業者の持続的発展に貢献してまいります。

一方で、本年10月から本格的に実施されるインボイ

ス制度や電子帳簿保存法への対応、労働人口減少局面における既存業務の効率化、生産性・技術の向上、働き方改革への対応などが国の方針として強く求められており、いずれもITの活用がカギとなります。この背景を受け、当会ではIT活用に関するセミナーを複数回実施する他、専門家による個別相談会を実施してまいります。

当会は、中小・小規模事業者を支援する地域で唯一の支援機関として、職員の資質向上を図り、皆様の相談に幅広く応えてまいりますので、お気軽にご相談いただければ幸いです。

最後になりましたが、会員皆様の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

上毛町商工会
会長 穴田 矩正

あなたも家族もまるごと守る！ 頼れる補償の

商工会の福祉共済

毎月ご加入いただけます！！

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です！

ご加入できる方
商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員職員とその家族であって健康な方が対象となります。
①病気の補償および「がん」補償「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。
※ただし2022年11月1日時点での満年齢が66歳以上、満80歳以下（シニア医療特約「シニアがん」プラン・シニアシニア「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下）の方に限ります。
「家族」とは、①配偶者、②子、③同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫、④配偶者の父母 をいいます。
※万一、商工会からの脱退や退職等により、加入者資格を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡ください。お問い合わせは、お気軽にいたします。

けが・病気・がんにしっかり備える

「けが」の補償
「病気」の補償
「がん」の補償

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会まで

※一部の商工会においては取り扱っていない場合があります。

このプランは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の団体総合生活保険(産前産後基本特約・がん補償基本特約)・総合生活保険(個人賠償責任補償)の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、ご加入の商工会までお問い合わせください。

取扱代理店：共済シェアサービス株式会社
東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館19F TEL.03-6268-0771

引当保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 担当課：広域法人部 第一課
東京都千代田区三番町5-4 TEL.03-3515-4147

2022年8月作成 22-TC02054

令和5年度 経営支援体制について

上毛町商工会では、国や県の制度を活用し会員皆様の経営相談に応えられるよう体制を整えています。

▼中小企業診断士による 個別相談会の実施

講師：中小企業診断士
野上 育彦先生

相談日：毎週金曜日

※事前予約が必要です。

主な相談内容

- ・新しい事業を検討しているので事業計画を策定したい。
- ・補助金を活用して事業の課題を解決したい。
- ・事業承継をしたいが、どのように手続きをしてよいかわからない。
- ・自社の強みや弱みを把握したい。等

実施期間（予定）

令和5年6月～

令和6年1月まで

些細なことでもよいのでお気軽にご相談ください。

中小企業診断士とは？

中小企業診断士は、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家です。中小企業基本法では、中小企業者が経営資源を確保するための業務に従事する者（民間で活躍する経営コンサルタント）として位置づけられています。

令和4年度の支援実績

・持続化補助金申請	2件
・経営革新計画申請	4件
・ものづくり補助金	1件
・事業再構築補助金	1件
・原油高騰克服補助金	7件
・先端設備導入計画	1件
・事業継続力強化計画	4件
・新たな観光地域づくり補助金	2件
・ローカルベンチマーク	1件
・インボイス制度の相談	多数

専門家活用による 補助金申請の流れ

①補助金を活用してどのようなことをしたいのか検討してください。



②相談日を予約してください。

③専門家と経営指導員等が補助金申請に必要な情報を聞き取りし、様々な支援策の中から適した制度を検討します。

④商工会職員が、聞き取りした内容をまとめ、補助金申請の骨格を作成します。

⑤再度、専門家と面談し申請書を作成していきます。

⑥補助金申請を行います。

建設業を営む皆様へ

新たな地域貢献活動 評価項目のお知らせ

追加された項目

福岡県SDGsの登録制度

◆制度の概要

SDGsに積極的に取り組む企業や団体を県が幅広く公表し、SDGsに貢献している企業を「見える化」する制度です。

◆登録するメリット

- ①競争入札参加資格審査における加点
- ②福岡県のオリジナルロゴマークが使用でき、会社のPRに繋がります。

◆登録の要件

- 左記の要件を満たすこと
- SDGs達成に向け具体的な取り組みを実施していること
- SDGs達成に向けた取組方針や重点的な取り組みを宣言していること

◆申請期間

四半期ごとに申請期間を設け、申請を受け付けています。

◆登録料：無料

◆お問い合わせ

福岡県SDGs推進サポート事務局

はご内容を
HPから
お問い合わせ
し、詳しくは
県庁HP
をご覧ください



地域貢献活動評価項目に 関する支援実績

- ・経営革新
- ・事業継続力強化計画

これらの制度を申請する場合、事業計画書が必要です。商工会では、中小企業診断士の個別相談を行っていますので、お気軽にご相談ください。

その他

人権・同和問題啓発研修のご案内を行っています。初めて参加しようとする方がいらつしやいましたら商工会にご連絡ください。

商工会のいろいろ使える支援策をご紹介

▼よるず支援拠点の活用 よるず支援拠点とは？

国の事業として運営されている、個人事業主、中小企業のための無料経営相談所です。商工会のパソコンを使用してリモートで相談できるので経済的です。

相談できる内容

福岡県よるず支援拠点には、様々な分野で活躍されている59名の専門家が登録されており、相談内容に合った専門家を紹介してくれます。

相談の流れ

- ①よるず支援拠点に電話して相談内容を伝えます。
- ②オペレーターが専門家を提案し、面談日時を設定してくれます。
- ③面談日に商工会でリモート相談の準備をしていますので、時間になったら来商ください。

電話で簡単に申込みができます。チラシ等は商工会に設置しています。

▼事業承継・引継ぎ 支援センターの活用

活動内容

国（中小企業庁）の事業として運営されている中小・小規模事業者の後継者問題をサポートする無料相談所です。M&Aや親族内承継、従業員等への承継等、幅広い相談を受けています。

相談できる内容

- ・親族や従業員に事業を承継したいがどのように進めてよいかわからない。
- ・会社は順調なのに後継者がいないので後継者を探したい。
- ・自社にない技術を持っている会社とマッチングして事業を拡大したい。

相談の流れ

事業承継・引継ぎ支援センターへ直接ご連絡ください。

商工会では、専門家による事前相談も行っています。お気軽にご相談ください。

福岡県中小企業生産性向上支援センターの活用

少子高齢化による生産年齢人口の減少等を背景に、中小企業の多くが深刻な労働力不足に直面しています。この課題を解決するためには、女性・高齢者、外国人材など多様な人材の活用に加え、新たな技術や高効率な設備の導入、IT活用による業務の効率化を通じた生産性の向上に取り組むことが必要です。センターには、大企業の生産現場で生産性向上に長年取り組んできた経験豊富な生産性アドバイザーが所属しています。

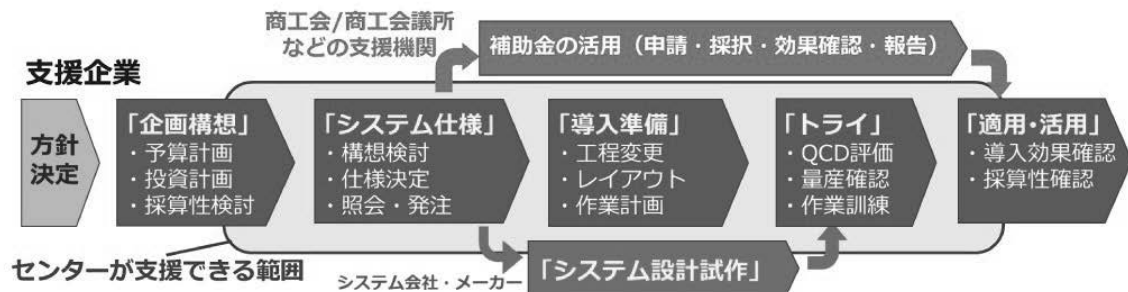
中小企業の皆様からの要請に基づき、企業の改善段階に応じた専門のアドバイザーを派遣し、アドバイザーが現場の実態とニーズを踏まえてきめ細かく支援します。

詳しい内容は
センターの動画
をご覧ください



設備・システム導入をお考えの企業に対する支援～効果的な計画・導入・活用のお手伝い～

国や県、市町村の公的補助金を活用して生産性を向上したいとお考えの企業に対し、当センターはその是非の判断から、効果的な導入計画と実現、活用まで以下のお手伝いをします。



当センターの支援内容（例）

- ・目的に沿った企画構想～システム仕様決定
- ・精度の高い現状分析と効果予測に基づいた、投資効果（採算性）の推定とその最大化
- ・メリット、デメリットを明らかにし、導入要否を正しく判断
- ・コンパクトに、或いはStepを分けて徐々に進めるなど、身の丈にあった導入計画
- ・システム導入にあたって、自現場で予め実施すべきアクションの明確化
- ・効果的な活用に向けて、操作訓練計画や環境整備

今おススメの補助金 IT導入補助金

中小・小規模事業者の皆様が、自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を支援する補助金です。

会計、受発注、決済、E/Cソフト等を導入できる他、PCやタブレット、レジ、券売機などが補助対象経費として申請できます。

IT導入補助金の特徴

IT導入補助金は、インボイス制度に最も適した補助金です。「デジタル化基盤導入類型」の採択率は高く、申請手続きもそれほど難しくありません。申請までの流れは、次の通りです。

①GビズIDプライムを取得してください。手続きに3週間程度かかります。(商工会による支援可)

②「情報セキュリティアクション」のホームページから宣言手続きを行って

ください。
(商工会による支援可)

③IT導入補助金サイトからIT導入支援事業者を選択し連絡してください。(事業者が実施)

④IT導入支援事業者と導入するソフトを決定してください。

⑤必要書類の準備
(法人の場合)

- ・履歴事項全部証明書
- ・法人税納税証明書その1 (個人の場合)
- ・運転免許証
- ・所得税納税証明書その1
- ・所得税確定申告書B

⑥申請手続き
(商工会による支援可)

IT導入補助金以外にもたくさん補助金があります。商工会では、会員皆様の事業の内容に合った補助金の提案を行っています。

GビズIDの 取得について

GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。GビズIDを取得すると、一つのID・PWで様々な行政サービスにログインできます。また、補助金申請を目指す方は、GビズIDの取得が必要です。

商工会では申請支援を行っておりますのでお気軽にご相談ください。

日本政策金融公庫 コロナ融資9月まで

新型コロナウイルス感染症特別貸付の申込期限が、令和5年9月末まで延長されました。

この特別融資は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により、一時的な業況悪化を来している方が対象となり、特別金利で資金を調達できます。公庫の既往貸付の借換などにも活用できます。

商工会では、公庫や信用保証協会に関する金融の斡旋業務も行っていますので、お気軽にご相談ください。

保険診断サービス

現在ご加入の保険や共済に漏れやダブり、無駄がないか等、福岡県商工会連合会の専門家チームが診断を行い、客観的な情報を提供しています。保険の見直しは、資金繰り改善の第一歩です。保険の見直しをご検討されている方は是非商工会へご相談ください。

商工貯蓄共済 加入の特典

★人間ドック検診助成制度

本共済制度に3口以上の加入者及びその被保険者で満40歳以上の方に、人間ドックの費用を助成します。

●日帰りドックと一泊二日等の人間ドックが対象

●助成対象の病院は、県内の指定病院

●助成金は1万円か、要した費用の半額のいずれか低い方を助成します。

★築上郡内の指定病院
豊築メディカルセンター

(豊前市大字八屋)
TEL 097918212005

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった
小規模企業共済
こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方の廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が小規模企業共済等掛金控除として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付の利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時に事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金(解約手当金の受給権)は、国税等滞納の差押え以外に差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索